

防府市特定空家等判定委員会設置要綱

令和 5 年 8 月 22 日制定

令和 6 年 4 月 1 日改正

令和 7 年 4 月 1 日改正

(設置)

第 1 条 市内に所在する空家等が空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する特定空家等に該当するか否かを判定するとともに、特定空家等に対する措置について検討するため、防府市特定空家等判定委員会（以下「判定委員会」という。）を設置する。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事項)

第 3 条 判定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 空家等が特定空家等に該当するか否かの判定に関する事項
- (2) 法第 22 条第 1 項に規定する特定空家等の所有者等に対する助言又は指導の方針に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、判定委員会が必要と認める事項

(組織)

第 4 条 判定委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 判定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には土木都市建設部次長を、副委員長には都市計画課長をもって充てる。
- 3 委員長は、判定委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 判定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 判定委員会の事務局は、土木都市建設部都市計画課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補職名等
土木都市建設部次長 防災危機管理課長 環境政策課長 クリーンセンター所 次長 道路課長 都市計画課長 建築課長 消防本部予防課長 消防署長